

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのI）、民法につき1枚（そのII）、刑法につき1枚（そのIII）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A 工業高等専門学校（以下「A 高専」という。）では、学年制を採用しており、学年成績の評定が不可又は欠席時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超える科目は不合格とされ、不合格の科目があるときは進級が認定されない。この場合、原学年に留まり、当該学年にかかる所定の授業科目をすべて再履修しなければならない。2 年連続して原学年に留まる者について、校長は、同校の学則の定めるところに従い、退学を命ずることができるとされている。

X は、幼少の頃から自身の身体的性別が男性であることに強い違和感を抱いていたところ、中学校に進学した際、通院していた医師から性同一性障害との診断を受け、中学校では、学校の配慮により、学校生活の各場面で女子生徒として支援・配慮を受けていた。X は、機械に关心があり、また、A 高専は上級学年において女性技術者育成コースを設けていることから、20**年4月に A 高専に入学した。X は、自身が性同一性障害であることを A 高専の教員らに伝え、学校生活の各場面での支援・配慮を求めたが、教員らは、①性同一性障害の生徒が進学・在籍した例はこれまでなかったこと、②男女別の施設や授業については、これまで身体的性別に従って取扱いがなされてきたこと、③X に対し特別の支援・配慮をすることは、発達が未成熟な低学年の生徒に違和感や羞恥心等による混乱が生ずる可能性があること、といった理由から、X に対し、服装や髪型については自認する性別に従うことは認めたものの、施設利用及び授業等の面で特段の支援・配慮をしない方針を決めた。

A 高専では、保健体育が必修科目とされていたところ、体育実技は男女別で行われ、また、更衣室も従来通り身体的性別に従って利用するものとされた。X は、体育実技について、当初男子生徒のクラスで受講していたものの、更衣室の利用等が心理的・精神的に困難となり、体育担当の教諭に代替措置を求めたところ、上記①～③を理由に拒否された。このため、体育実技の授業はすべて欠席し、教室で自習することを余儀なくされた。X の第 1 学年での保健体育の授業は、欠席時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超えたため、保健体育は不合格となり、進級が認定されず、原学年に留まることになった。翌年度も同じように体育実技に出席することができなかつたため、やはり保健体育は不合格となった。このため X は退学の対象となった。

以上の事案に含まれる憲法上の問題について論ぜよ。

民法（配点 100 点）

次の文章を読んで、以下の問題1から3に答えなさい。なお、各問題は別個独立している。

AとBは、AがBに対して工作機械1台（以下、「甲」という。）を設計図どおりに製作して引渡し、BがAに対して当該製作の報酬として1000万円を支払う旨の請負契約を令和3年5月7日に締結した。

当該請負契約に基づき、AはBに対して1000万円の請負報酬債権（以下「乙債権」という。）を有している。乙債権の弁済期は同年7月30日である。

問題1

Aが製作した甲は、設計図にしたがって製作されていない箇所があり、これによりうまく作動しないという不具合があった。甲の不具合を修補するには100万円を要する。

本問において、乙債権の弁済期が到来している場合、Bは、Aに対して、いかなる請求ができるか。また、Aによる乙債権の請求に対してもいかなる主張ができるか。

（配点：50点）

問題2

Aは、Cに対して、乙債権を譲渡した。

Aは、Bに対して、令和3年6月1日の確定日付のある内容証明郵便によって当該債権譲渡を通知し、当該通知はBに同年6月4日に到達した。

Aは、Dに対しても、乙債権を譲渡した。

Aは、Bに対して、令和3年6月2日の確定日付ある内容証明郵便によって当該債権譲渡を通知し、当該通知はBに同年6月3日に到達した。

Bは、弁済期にCとDのどちらに乙債権の弁済をすべきか。

（配点：20点）

問題3

Aは、Eに対して、乙債権を譲渡した。

Aは、Bに対して、令和3年6月1日の確定日付のある内容証明郵便によつて当該債権譲渡を通知したところ、当該通知はBに同年6月4日に到達した。

ところが、AがBに対して引渡した甲には不具合があった。

Bは、Aに対して、甲を修理するよう催告したが、Aは修理できなかつたので、Bは甲の請負契約を同年7月10日に解除した。

Bは、Eから同年7月30日に乙債権を支払うよう求められたが、これに応じる必要があるか。

(配点：30点)

刑法（配点 100 点）

暴力団甲組の構成員である X 及び Y は、組長に対する反抗的な態度が目に余るとして、甲組の組員 A に対して、暴力による制裁を加えることを計画した。そして、A が滞在するマンションの部屋に突入し、A に対し、多数回にわたり、腹部を拳で殴り、足で蹴るなどの暴行を加えた。

同じく組員である Z は、A ら突入の約 5 分後、自らも同部屋に踏み込んだ。Z は、A が X らから激しい暴行を受けている状況を目にして、X らに加勢しようと考え、「俺もやります。」と X に言ったところ、X がうなづいたため、暴行に加わることにした。

その後、3 時間あまりの間、同部屋において、X および Z は、こもごも、腹部等を複数回蹴ったり踏み付けたりするなどの暴行を加えた。さらに、X・Y・Z は、A から金品を奪うことを思いつき、互いに意思を通じた上、A の両目と口をガムテープで塞ぎ、A の所有する貴金属類（時価 100 万円相当）を奪い、マンションの部屋を立ち去った。

A は上記の一連の暴行により、全治まで約 1 か月間を要する肋骨骨折の傷害を負った。これらの傷害については、Z が暴行に加わった後に生じたのか、それより前に生じたのかは不明である。

X・Y・Z の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]

